

綾部市青少年地域活動支援事業 補助金申請について

子どもたちは未来の担い手であり、社会や地域の宝です。子どもたちが地域社会の一員として、地域の人とかかわりあう中で、さまざまな体験を積みながら学んでいくことが大切です。

この事業は、異世代間交流や体験活動などを通して、青少年の自主性・協調性・主体性をはぐくみ、健全な育成を促進するため、地域の青少年育成団体を支援することを目的に補助金を交付するものです。

地域の子ども会やサークルからの申請を募っています。



交付対象団体	市内に居住し、おおむね18歳以下の子どもたちが参加し、異世代間交流、生活体験活動、社会奉仕体験活動等を実施する団体で、年間活動時間が20時間以上の団体(ただし、 地区公民館が実施主体となるものや、他の組織に属する団体は、対象となりません。)
対象経費	団体の活動に要する経費
補助金額	1団体につき補助事業に要する経費の2分の1以内の額(3万円を限度、ただし申請団体が多い場合は、予算に応じた額となります。)
申請用紙	別紙のとおり
申込期限	<u>令和7年3月28日(金)午後5時15分</u>
申し込み先	〒623-8501 綾部市若竹町8番地の1 綾部市教育委員会教育部社会教育課(綾部市役所本庁東1階) TEL 0773-42-4326 ※ご持参ください。

2 団体の概要説明

- ・〇〇自治会の町区子ども会
- ・〇〇自治会と〇〇自治会の合同の町区子ども会

3 交付対象事業の実施計画

(1) 事業の目的

子どもたちの健全な育成を促進するため、子どもたちの自主的な参画を促しながら、地域で子どもたちの豊かな体験活動、社会奉仕体験活動を年間計画に基づいて実施します。

(2) 事業の内容及び実施場所

合計20時間以上の活動が必要です。

回	月日	曜	時間	活動内容	場所	時間数
1	5/12	日	9:00~	市外へ体験学習	〇〇市ほか	6
2	7/20	土	8:30~	公園の除草作業	地区内の公園	2
3	8/4	日	9:00~	由良川の河原で飯ごう炊さんと川遊び	地区内の川原	4
4	10/13	日	9:00~	農業体験 (さつまいもほり)	地区内の農家	3
5	11/10	日	9:00~	地域の高齢者から学ぶ (民話、昔の遊びなど)	地区内の公会堂	2
6	3/23	土	9:00~	体験学習 (木工、料理教室ほか)	地区内の公会堂	5
7						
8						

(3) 事業の実施予定及び完了時期

開始予定 令和 7年 4月 1日
完了予定 令和 8年 3月31日

団体名 〇〇町子ども会

事業に必要な経費明細書

内訳は詳細に記入してください。

(単価記入など詳細に)

費目	費用	内訳
活動協力者謝金	円 10,000	さつまいもほり謝礼 5,000円×2名
会場使用料等	4,000	公会堂使用料 4,000円
消耗品費	12,000	ごみ袋 1,500円 軍手 500円 コピー用紙・封筒・インク 10,000円
材料費	50,000	火起こし材料 20,000円 木工教室材料 30,000円
印刷製本費	2,000	コピー代
その他	58,000	保険料 5,000円 バスレンタル代 50,000円 交通費 3,000円
合計(必要経費)	136,000	
補助金 ※(事務局記入)		必要経費×1/2 (千円未満切捨て、上限3万円)

※一番下の補助金の欄は、事務局で記入しますので、空けておいてください。

- ◎文字が消せるボールペンは使用しないでください。
- ◎訂正するときは二重線で修正し、修正テープ等は使用しないでください。
- ◎実績報告時に「案内チラシ」「活動記録写真」「レシート、領収書の写し」を提出いただきますので、保管いただきますようお願いいたします。

綾部市青少年地域活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の自主性、協調性、主体性をはぐくみ、地域の青少年の健全な育成活動を促進するとともに、体験活動の振興を図る取組のすそ野を広げるため、地域の青少年健全育成団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、自主的に青少年健全育成活動を実施する団体で、次の各号のいずれにも該当し、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 本市に居住する地域住民で構成された団体で、異世代間交流、生活体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動を実施している団体。
- (2) おおむね18歳以下の青少年を対象に年間20時間以上の活動を実施している団体。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に掲げる事業に直接必要な経費とする。ただし、備品購入費及び個人に還元される物品の購入費は、除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1団体につき補助対象経費の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「代表者」という。)は、綾部市青少年地域活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の名簿
 - (2) 団体の概要説明書
 - (3) 活動計画に関する説明資料
 - (4) 活動に必要な経費明細書
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、当該代表者に対し、綾部市青少年地域活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(申請の取下げ等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた団体の代表者は、当該交付決定に係る申請の取下げをしようとするときは、その内容及び理由を記載した書面を市長に提出して、申請の取下げをすることができる。

- 2 代表者は、補助金の交付の決定を受けた後において、内容を変更又は廃止しようとするときは、綾部市青少年地域活動支援事業変更等承認申請書(様式第3号)に市長の指示する書類等を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 代表者は、完了後速やかに、綾部市青少年地域活動支援事業実績報告書(様式第4号)に市長の指示する書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、内容の変更若しくは廃止の申請があった場合又は補助金の交付の決定を受けた者がこの要綱に違反した場合には、交付の決定の全部又は一部の取消し又は変更をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

みんなで企画し、楽しく学べる活動をしませんか？
地域で育ち、成長していく青少年を温かくはぐくみましょう！

Q 地域活動ってどんな活動？

異世代間交流

高齢者の方などに昔の地域の様子を聞く、昔の遊びを
教えてもらう、地域の行事と一緒に活動する



生活体験活動

農業体験、職場体験（商店等）、料理教室、保育体験（保育園等）、ものづくり（木工・しめなわ等）

社会奉仕体験活動

道路や河川の清掃や美化活動、身近な公園等の除草、老人ホーム等への訪問
や清掃



Q なぜ異世代間交流や体験活動が必要なのですか？

- ① 地域にはさまざまな人が暮らしています。地域の高齢者をはじめ、大人とふれあい、同じ体験をすることで地域の一員としての自覚を持ち、地域の魅力を共有することができます。
- ② 集団で行動することで、人間関係やルールを学び、社会性を身につけることができます。運営や企画を青少年に任せ、大人がそばで見守るということも青少年を育てる意味で重要です。
- ③ 高齢者や幼児とのふれあいを通して、思いやりの心を養い、心豊かな青少年をはぐくみます。

Q この事業の1年間の流れは？

時 期	内 容	備 考
令和7年2月	申請書用紙配布	学校・公民館を通して配布します
令和7年3月	申請締め切り	
令和7年4月	交付決定	
令和7年4～6月	事業実施に当たっての説明会	
令和8年3月	実績報告	
令和8年4月～5月	補助金交付	

申し込み・お問い合わせ先

〒623-8501 綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会教育部社会教育課 学び推進・青少年担当（綾部市役所本庁東1階）

TEL 0773-42-4326